

令和8年度 高梁地域事務組合競争入札等参加資格審査 (役務・業務) 申請にあたって【補充受付】

令和7年2月に提出された令和7・8年度分の「高梁地域事務組合競争入札等参加資格審査(役務・業務)申請」について登録を行っていますが、令和8年度(中間年)は、新規で入札参加資格登録を希望される方(新規登録)並びに業種の追加を希望される方(追加登録)を対象に申請受付を行います。

上記対象に該当される方で、高梁地域事務組合が発注する役務の提供及び業務委託(建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く)の取引を希望される方は、下記により入札参加資格審査申請書を提出してください。

※令和7・8年度分に登録済みの方で業種の追加のない方は、書類の提出を新たにしていただく必要はありません。

1. 入札参加資格審査の申請ができる事業者

申請ができるのは次の要件を満たす事業者の方です。

- (1) 登録申請日において、引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (2) 営業に関し、法律上必要とする資格等を受け、または届出等を行わなければならない場合において当該許認可等を受けている者、または、当該届出等を行っている者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、または、これらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2. 受付方法

申請書類は持参、または郵送により提出してください。

郵送により提出する場合には、封筒に『入札参加資格審査申請書 在中』と明記してください。なお、受付確認が必要な方は「受付票」(任意様式)と「切手を貼った返信用封筒」、または、「返信用はがき」を同封してください。

3. 受付(提出)及び問い合わせ先

[受付期間] 令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金)

受付時間:午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く。

郵送の場合は2月27日(金)必着。

[受付場所] 〒716-0047 高梁市段町748

高梁地域事務組合事務局

(TEL:0866-22-4651/FAX:0866-22-6975)

4. 提出部数等

・部数 … 1部

・宛先 … 高梁地域事務組合 管理者 高梁市長 石田芳生

5. 提出書類と注意事項

- (1) 申請書と添付書類は、別紙「令和8年度 提出書類一覧表(役務・業務)」の番号順に、A4 フラットファイル(色指定なし)に編冊のうえ、ファイルの表紙と背表紙に商号名称を記入し提出してください。

- なお、申請書が必要な場合は組合ホームページからダウンロードできます。
- (2) 証明書は写し(コピー)可ですが、発行年月日が令和7年12月1日以降のものとします。
- (3) 必要書類の添付ができない場合があれば、理由等その旨を記載した「申立書」(任意様式)を添付してください。
- (4) 申請書類に不足、また内容の不備等がないよう確認のうえ提出してください。
提出後、書類の不備や不足書類の連絡を受けた場合には、受付期間内に提出してください。
- (5) 所定の様式がある場合は、必ず所定の様式でご提出ください。
- (6) 国税の納税証明書の請求は、e-tax を使ったオンライン請求で行うことができます(スマホでも申請ができます)。e-tax ホームページ(<https://www.e-Tax.nta.go.jp/>)の e-tax ソフト(WEB 版)を利用ください。なお、オンライン請求の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。
- (7) 県税の納税証明書は、所轄の県民局、都道府県税窓口で請求してください。
- (8) 組合等組織化した団体で申請される場合は、構成員名簿を添付してください。
- (9) 適格請求書発行事業者(インボイス)に登録済みの場合は、申請書に登録番号を記入してください。

6. 登録の有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)

(※今回は令和7・8年度分の補充受付のため、有効期間は1年間となります。)

7. 資格審査

提出された申請書により、申請者が参加資格を有しているかどうかを審査し、参加資格を有する方の名簿を作成します。

この名簿は、高梁地域事務組合が役務や業務委託を発注する際の業者の選定に使用します。
ただし、名簿に登載されたことをもって、直ちに指名や契約の約束をするものではありません。

8. 資格の取り消しについて

名簿に登載された方が、次のいずれかに該当することとなったときは、その資格が取り消されますのでご注意ください。

- (1) 1に規定している要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書の重要な事項について虚偽の記載をして入札参加資格を得たとき。
- (3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

9. 変更届

商号や代表者、事務所所在地といった登録内容や資格事項に変更のあった場合、または、廃業したときは、速やかに「競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届(役務・業務)」(様式第9号)を提出してください。